

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第18号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年4月5日（火） 15時44分ごろ	
発生場所	鹿児島県瀬戸内町請阿室港 瀬戸内町所在の皆津灯台から真方位233° 8.1海里付近 (概位 北緯28° 01.9' 東経129° 15.4')	
事故等調査の経過	平成23年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨客船 せとなみ、85トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 136883、鹿児島県大島郡瀬戸内町</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	左舷推進器翼2枚曲損、1枚先端部欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、乗客9人を乗せ、請阿室港を南西進中、平成23年4月5日15時44分ごろ、風を受けてリーフに接近し、リーフに推進器翼が接触した。</p> <p>本船は、その後も運航を続けたが船体に振動を感じるため、翌日に調査を行い、推進器翼曲損が判明した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 5</p> <p>海象：うねり 2m、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	船長は、平素は一等航海士として勤務しており、本船での船長経験は多くはなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、請阿室港を南西進中、船長が風の影響を考慮した操船を適切に行わなかったことから、圧流されてリーフに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、請阿室港を南西進中、船長が風の影響を考慮した操船を適切に行わなかったため、圧流されてリーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	